

押さえて
おきたい!

金融実務トピック

金融検査マニュアルにおける債権分類基準

		回収の可能性			
		高い ← 一般担保（不動産担保等） → 低い			
債務者区分		優良担保 (預金・国債などの担保)	評価額と処分可能見込額の差額 (評価額の30%相当分)	担保なし	
不良 ↑	破綻先	I	II	III	IV
	実質破綻先	I	II	III	IV
財務内容 ↓	破綻懸念先	I	II	III	III
	要管理先	I	II	II	II
	要注意先	I	II	II	II
健全	正常先	I	I	I	I

*IV（第4分類）：回収不可能な債権、III（第3分類）：回収に重大な懸念のある債権、II（第2分類）：回収に注意を要する債権、I（第1分類）：正常債権

検査マニュアル廃止後の引当

金融機関はディスカッションペーパーに沿ってより良い引当ルールの構築を

本連載では、法令改正や金融行政などをテーマに取り上げ、主な内容や金融実務に与える影響を解説します。今回のテーマは、「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」です。

金融

融庁は、2019年12月に「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」（以下、ディスカッションペーパー）を公表しました。

これは、18年6月に公表された「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」（以下、基本方針）を踏まえた「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」（以下、基本方針）を踏まえて、「金融機関の個性・特性に着目した検査・監査・監督の考え方と進め方をまとめたものです。

基本方針では、19年4月以降をメドに金融検査マニュアルを廃止することを予定しており、12月ついに金融検査マニュアルが廃止されることになりました。

このような取組みの背景には、金融検査マニュアルが現在の金融を巡る環境にそぐわなく

①金融機関のリスクベースでの実態把握
②個別融資に関する対話や各態勢の実効性評価のための個別融資の検証
③償却と引当の適正性・ビジネスモデルの持続可能性について

もつとも、ディスカッションペーパーは、金融検査マニュアルに基づいて定着した、これまでの引当実務を否定はしています。しかし金融機関の中には、金融検査マニュアルが廃止されることで、これまでの引当ルールがなくなると誤解している人も少なからずいます。

金融機関としては、足元や将来の情報に基づき、より的確な引当を行うことを求めているのであって、これまでの引当が的確であればそのままの実務でかまわないという見方をしていました。各金融機関が金融検査マニュアルに代わるものを作ら策定することを期待・促しているともいえるでしょう。

金融機関は、こうした金融庁の考え方やスタンスを踏まえたうえで、自らに合ったより良い引当ルールを構築することが求められます。

ディスカッションペーパーを受け、自らの引当の考え方や実務などを見直す金融機関もあると思います。見直しにより、何か変更があれば、各担当者は自行庫の考え方を踏まえたうえで、適切かつ的確に対応してください。

（監修：NTTデータ経営研究所
パートナー 金融コンサルティン

の議論 従来の引当ルールがなくなるわけではない

金融業界において特に注目されているのが、金融検査マニュアルが廃止された後の自己査定

や不良債権の分類、貸倒引当金の算定はどうに行えばよいのかということです。

そこで、金融庁は、金融機関の現状と課題を踏まえて「金融機関の健全性と金融仲介機能の発揮との関係」「金融機関の個性・特性に着目した検査・監督」「将来を見据えた信用リスクの特定・評価の重要性」を検査・監督の基本的な考え方としていることをディスカッションペーパーで明示。合わせて、検査・監督では、次のようなことを実施するとしています。

①金融機関のリスクベースでの実態把握
②個別融資に関する対話や各態勢の実効性評価のための個別融資の検証
③償却と引当の適正性・ビジネスモデルの持続可能性について

もつとも、ディスカッションペーパーは、金融検査マニュアルに基づいて定着した、これまでの引当実務を否定はしています。しかし金融機関の中には、金融検査マニュアルが廃止されることで、これまでの引当ルールがなくなると誤解している人も少なからずいます。